

## 6 競技役員等編成業務

県、会場地市町村及び県競技団体は、密接な連携のもと、各競技会の円滑な競技運営を図るため、「競技役員等編成基本方針」に基づき、競技運営に万全を期するよう競技役員等の適正な編成を行う。

### 1 業務の概要

業務名	内 容	中央競技団体	県	会場地市町村	県競技団体
競技役員等第1次編成	会場地市町村は、県競技団体と協議し、競技役員の役職別編成数（必要数）について検討し、編成案を作成する。		○	◎	○
競技役員等第2次編成	会場地市町村は、県競技団体と協議し、第1次編成の見直しを行い、県内競技役員及び競技補助員の第2次編成案を作成する。		○	◎	○
競技補助員の協力希望調査及び校長会等への協力依頼	県は、会場地市町村及び県競技団体に対し、競技補助員の協力希望調査を実施し、会場地市町村が競技団体と協議して作成した協力希望計画を基に、校長会等で競技補助員の協力依頼及び概要説明を行う。		◎	○	○
競技役員等第3次編成	会場地市町村は、県競技団体と協議し、第2次編成を見直し、第3次編成案を作成するとともに、県内・近県競技役員及び競技補助員の仮名簿を作成する。		○	◎	○
競技役員等最終編成	会場地市町村は、県競技団体と協議し、仮名簿の見直しを行うとともに、最終編成を作成する。		○	◎	○
中央競技役員編成	中央競技役員数については、県競技団体が中央競技団体と事前協議し、会場地市町村の了解のもと、県と調整後、県が県案を作成する。その後、日本スポーツ協会と協議の上、国体委員会へ諮り、決定を受ける。決定後、県は、中央競技団体に名簿作成を依頼する。	○	◎	○	○
中央競技役員旅費基準作成	県は、中央競技役員旅費基準案を作成し、日本スポーツ協会と協議の上、国体委員会へ諮る。		◎		
競技会役員の編成	会場地市町村は、県が作成した競技会役員編成基準表を基に、県競技団体と協議し、競技会役員の編成を行う。			◎	○
委嘱業務	県は、競技役員等委嘱業務要領を作成するとともに、競技会役員・競技役員等の委嘱状様式を作成する。		◎		
	会場地市町村は、競技補助員・競技会係員・競技会補助員の委嘱状様式を作成する。 なお、全ての委嘱状の筆耕・発送は会場地市町村が行う。			◎	
中央競技役員派遣覚書締結	県は中央競技団体から提出を受けた中央競技役員名簿と日本スポーツ協会に承認された中央競技役員旅費基準に基づき、中央競技役員に係る旅費を算出し、中央競技団体と中央競技役員派遣に関する覚書を締結する。		◎		

### 2 業務推進上の留意点

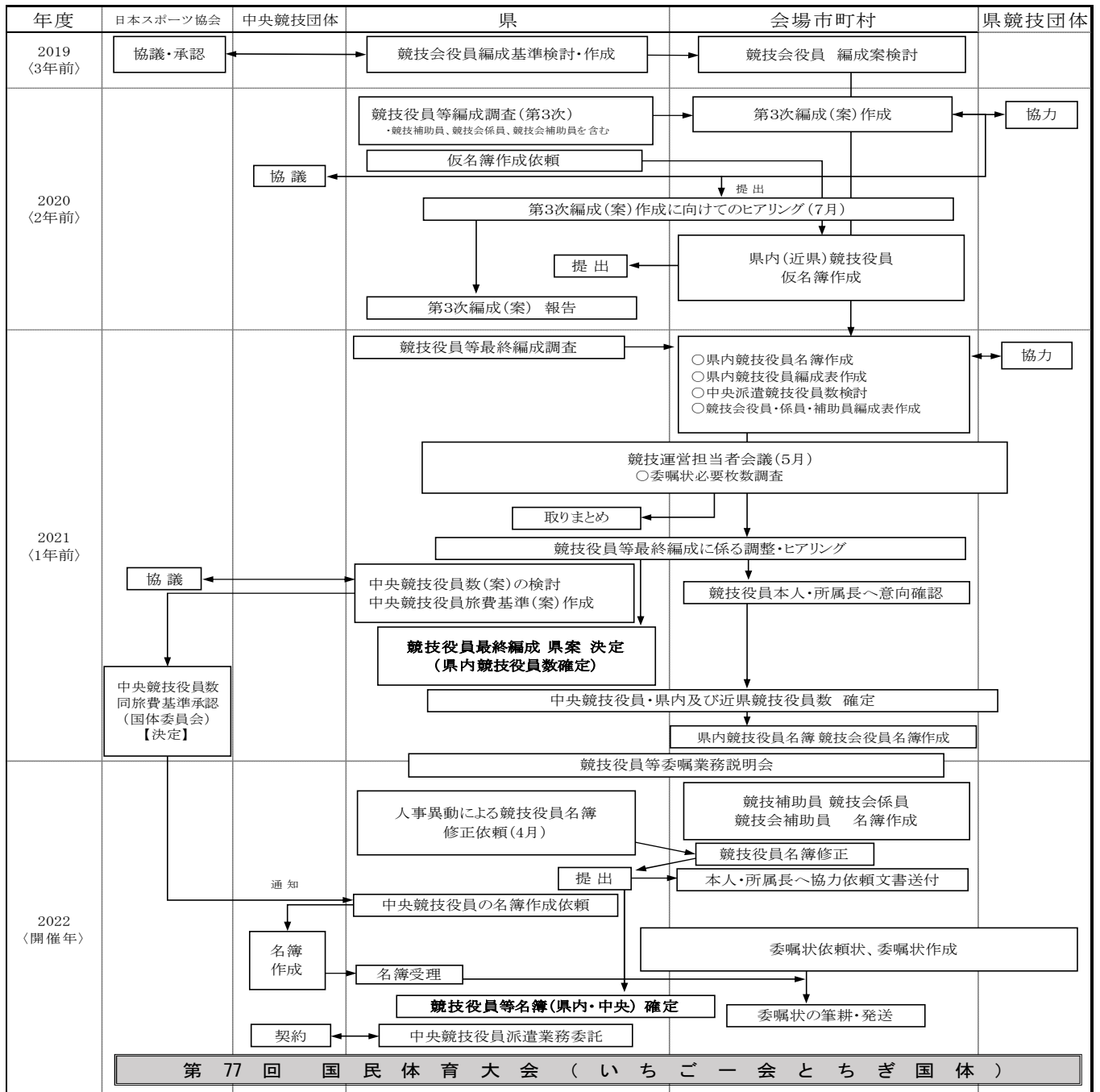
- (1) 競技役員等編成にあたっては、事前に中央競技団体と十分な調整をすること。
- (2) 県内競技役員の編成及び委嘱にあたっては、本人の意向を確認するとともに、自薦に所属長の承諾を得ること。
- (3) 競技補助員の編成にあたっては、競技の特性を考慮して編成するとともに、中・高校生に依頼する場合は、関係機関・団体の承諾を得る等十分配慮すること。

<参考>

競技役員等の編成方法等

種類	編成の方法	選出母体等	委嘱事務
競技会役員	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。	中央競技団体役員、県競技団体役員 市町幹部、議会議長等	○委嘱状の様式作成は 県が実施
競技役員	審判員	中央競技団体、県競技団体	○委嘱状の印刷筆耕及び 発送は会場地市町村 が実施
	運営員	中央競技団体、県競技団体 会場地市町村	○委嘱者は大会会長 (日本スポーツ協会会長)
競技補助員	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該競技関係者で編成する。	県競技団体、会場地市町村	○委嘱状の様式作成、 筆耕及び発送は会場地 市町村が実施
競技会係員	会場地市町村関係者等をもって編成する。	会場地市町村	○委嘱者が会場地市町 村実行委員会会長
競技会補助員	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者 をもって編成する。	会場地市町村	

いちご一会とちぎ国体 競技役員等編成業務の流れ



※このスケジュールは必要に応じて改訂する。

# 1 国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準（平成30年4月1日第5次改定）

## 1 基本方針

- (1) 国民体育大会の目的のひとつである地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するため、審判員等競技役員は開催都道府県（以下「開催県」という。）内の有資格者をあてることを原則とし、大会終了後もこれらの者が地域スポーツ行事等に十分活用できるよう配慮しなければならない。
- (2) 実施中央競技団体は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、開催県内の競技役員をもってすべての競技運営ができるよう、開催県内定後、開催県関係者と密接な関係のもと積極的に競技役員の養成に努めなければならない。

## 2 競技役員の構成

開催県は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、県内競技役員をもってすべての競技運営ができるよう努めなければならない。

県内競技役員で競技会の運営が不可能な場合は、開催県外から競技役員を派遣することができる。この場合、競技日程、競技会場数及び試合数等を十分考慮の上必要最小限の人員としなければならない。

### (1) 中央競技役員

競技会を円滑に運営するための責任者等として中央競技団体からの派遣が必要とされる者。

### (2) 県内競技役員

開催県内の人員で、競技会の運営にあたる者。

### (3) 近県競技役員

上記(1)、(2)以外の人員で、原則として開催県ブロック内から派遣する者。

## 3 中央競技役員派遣にあたる所要経費支給基準

中央競技役員の派遣にあたる所要経費は、原則として全額開催県負担とする。

この場合、1人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前年）に日本スポーツ協会と開催県が協議し、決定する。

### (1) 交通費

原則として、自宅最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。

算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。

### (2) 宿泊料金

各大会時に定められる宿泊料金のうち選手・監督以外の参加者と同一料金を支給する。

期間は、原則として当該競技日数に2日を加えた日数を限度とする。

### (3) 諸費

競技役員の業務に従事する期間に要する諸経費を補填するものとして、日本スポーツ協会と開催県が協議して決定した金額を支給する。

期間は、宿泊料金支給期間に1日を加えたものとする。

## 4 競技役員の役職名及び人数

国体開催基準要項細則に示された施設基準及び参加人員で競技会を開催する場合の役職名と必要最小限の人数は、別紙を基準とする。

## 2 第77回国民体育大会 競技役員等編成基本方針（平成27年2月9日 第2回常任委員会決定）

第77回国民体育大会（以下、「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の基本方針に基づき実施する。

### 1 基本方針

- (1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項（以下、「要項」という。）」及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、第77回国民体育大会栃木県準備（実行）委員会（以下、「栃木県準備（実行）委員会」という。）が、会場地市町村準備（実行）委員会及び県・中央競技団体と十分協議をして行うこととする。
- (2) 競技役員等の編成は、1人1競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・推進を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果を上げることができるよう適正な配置を行うこととする。
- (3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力を得られるよう配慮することとする。

### 2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

#### ①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定義	編成方法
競技会役員		要項第22項第2号の規程に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員	直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成
	運営員	直接競技会の運営に携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員等の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該競技関係者をもって編成する。

#### ②主に競技会場運営に携わる役職

役職名		定義	編成方法
競技会係員		宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等をもって編成する。
競技会補助員		競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

- (2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村準備（実行）委員会が競技団体等と協議のうえ作成し、栃木県準備（実行）委員会において決定する。

### 3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、重複して競技役員等（監督、コーチ及び選手を含む）となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が競技して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先とする。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

### 4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、おおむね、次のとおりとする。

#### ①主に競技会（試合等）の運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技役員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、観察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場等
	運営員	
競技補助員		競技役員等の業務を補助する。

#### ②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技会係員		統括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売等
競技会補助員		競技会係員の業務を補助する。